

○ 運転免許試験の停止処分等の処理要領の制定について（例規）

（令和3年3月30日付け香運免第162号）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の3第1項及び第3項の規定による不正の手段によって運転免許試験を受け、又は受けようとした者に対する運転免許試験の停止、合格決定の取消し等の処分については、「運転免許試験の停止処分等の処理要領について」（平成24年3月23日付け例規香運免第200号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「運転免許試験の停止処分等の処理要領」を定め、令和3年3月30日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧例規は、廃止する。

運転免許試験の停止処分等の処理要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の3第1項及び第3項の規定による不正の手段によって運転免許試験（以下「試験」という。）を受け、又は受けようとした者に対する試験の停止、合格決定の取消し及び受験の禁止の手続について必要な事項を定めるものとする。

2 処分の種別及び内容

(1) 試験の停止

不正の手段により試験を受け、又は受けようとした者があるときは、直ちにその者に対する試験を停止するものとする。

(2) 合格決定の取消し

合格決定後、不正の手段によって試験を受けたことが判明したときは、合格決定を取り消すものとする。

(3) 受験の禁止

前記(1)及び(2)の処分を行った者に対しては、一定の期間を定めて受験を禁止するものとする。

3 処分の対象者

(1) 受験に際し、不正な通謀をした者

(2) 身代わりにより試験を受けるよう依頼した者

(3) 他人になりすまして試験を受け、又は受けようとした者

(4) 学科試験において盗み見等不正の手段を用いた者

(5) 受験資格の詐称等虚偽の申請により試験を受け、又は受けようとした者

(6) その他不正な手段によって試験を受け、又は受けようとした者

4 処分の実施要領

(1) 運転免許課の職員は、試験の実施に当たり、前記3に掲げる不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者を発見したときは、直ちにその者の試験を停止し、その状況を速やかに運転免許課長に報告するものとする。

(2) 職員は、前記3に掲げる不正の手段によって試験を受けた疑いのある者を認知したときは、その状況を速やかに所属長に報告するものとする。

(3) 前記(2)の報告を受けた所属長は、運転免許試験の停止処分等上申書（別記様式第1号）に必要な疎明資料を添えて、運転免許課長を経由して本部長に上申するものとする。

(4) 前記(1)の報告及び(3)の上申書の送付を受けた運転免許課長は、必要な調査を行い、合格決定の取消し及び受験の禁止の処分を行う必要があると認めるときは、運転免許試験の停止処分等伺い書（別記様式第2号）に、合格決定の取消しの処分を行う場合は聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則

第26号) 別記様式第13号の聴聞調書及び疎明資料を、受験の禁止の処分(試験の停止に係るものに限る。)を行う場合は同規則別記様式第17号の弁明調書及び疎明資料を添えて、公安委員会(仮免許に係るものにあつては、本部長)に報告し、その決裁を受けて処分を決定するものとする。

5 処分の執行

停止等の処分が決定したときは、道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)第60条に規定する合格決定取消し・受験停止処分通知書を作成し、本人に交付して処分を執行するものとする。

(別記様式省略)

